

議案第 52 号

史跡芭蕉翁生家の設置及び管理に関する条例の制定について

史跡芭蕉翁生家の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和3年6月7日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

史跡芭蕉翁生家の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 俳聖松尾芭蕉ゆかりの史跡芭蕉翁生家を保存・管理し、一般の観覧に供することによって市民文化の向上及び文化の振興を図るとともに、地域の振興に資することを目的として、史跡芭蕉翁生家（以下「生家」という。）を設置する。

(位置)

第2条 生家は、伊賀市上野赤坂町304番地に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 生家の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 生家の休館日は、火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該火曜日後の直近の休日でない日とする。）及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(観覧料)

第4条 生家を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(和室の使用)

第5条 生家の和室（以下「和室」という。）は、生家の開館日における午前9時から午後5時までの間使用することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるとき、又は管理上支障がないと認めるときは、和室の使用時間を臨時に変更することができる。

(和室の使用の許可等)

第6条 和室を使用しようとする者は、事前にその日時を申し出て、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、和室の使用を許可するに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、和室の使用を許可しない。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 和室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて和室の使用を中止した場合であつて、市長が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、和室をその使用の許可を受けた目的以外の目的のために使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第10条 使用者は、和室の使用に当たって、生家の施設に特別の設備を設け、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、和室の使用の許可を取り消し、若しくは和室の使用を制限し、又は和室から退去させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこれらに基づく処分に従わないとき。

(2) 法令に違反する行為を行ったとき。

- (3) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 第6条第2項に基づく条件に違反したとき。
- (5) 第6条第3項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 前項の規定の適用により、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、和室の使用を終了したとき、又はその使用中に前条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、若しくは和室から退去させられることとなったときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 生家の施設又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に申し出て、その指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(駐車場)

第14条 生家を観覧する者及び使用者の用に供するため、生家に駐車場を設置する。

- 2 生家の駐車場の供用時間は、生家の開館日における午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるとき、又は管理上支障がないと認めるときは、生家の駐車場の供用時間を臨時に変更することができる。
- 4 生家の駐車場を利用する者は、別表に定める駐車料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第4条に規定する観覧料、第7条第1項に規定する使用料及び前条第4項に規定する駐車料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 生家の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 和室の使用の許可に関する業務
- (2) 第18条第2項に規定する利用料金に関する業務
- (3) 生家の施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生家の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者による開館時間等の変更)

第17条 生家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第3項、第5条第2項及び第14条第3項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、生家の開館時間及び休館日、和室の使用時間並びに生家の駐車場の供用時間を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第18条 生家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第7条第1項及び第14条第4項の規定にかかわらず、生家を観覧しようとする者は生家の観覧に係る料金を、使用者は和室の使用に係る料金を、生家の駐車場を利用する者は生家の駐車場の利用に係る料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 生家の観覧に係る料金、和室の使用に係る料金及び生家の駐車場の利用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。
- 5 指定管理者は、特別の理由があるとき認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(読替規定等)

第19条 生家の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条、第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 生家の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、生家の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第16条第1項に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第4条、第7条、第14条関係）

ア 観覧料

区分	観覧料の額	備考
一般	300 円	別に定める施設との共通券を利用する者については250 円とする。
生徒、児童	100 円	
一般団体	1人につき 200 円	一般20人以上とする。
生徒、児童団体	1人につき 60 円	生徒、児童20人以上とする。

イ 使用料

区分	単位	使用料の額
午前9時から正午まで	1回	3,000円
午後1時から午後5時まで	1回	3,000円

備考

- 1 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、使用料の額に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 2 附属する暖房器具を使用したときは、区分当たり300円を加算する。

ウ 駐車料

種別	単位	駐車料の額
自動車（二輪自動車を除く。）	1回	1台につき 200 円
二輪自動車 原動機付自転車	1回	1台につき 100 円